

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第九号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部奈良県経営革新計画評価等委員会の項中「第八条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和元年七月十六日から施行する。